

もったいない！その食品、子どもの居場所で活用できます(協力依頼)

令和3年1月25日

事業者等の皆様へ

群馬県生活こども部 私学・子育て支援課（子育て支援係）

○「子どもの居場所」への食品提供について

- ・近年、地域において、子ども食堂や学習支援などを行う活動が展開されており、経済的・社会的に支援を必要とする子どもたちにとって、重要な「居場所」となっています。
- ・県では、次代を担う子どもが安心して将来に夢を抱けるよう、子どもの居場所づくりを推進し、円滑な運営を応援しています。その一環として、「居場所」に集まる子どもたちへの食事やおやつのおやつの食材に活用するため、生産や流過程において生じる食品ロスの提供をお願いしています。
- ・食品ロスの提供に関しては、企業・商品イメージや責任の所在など種々の事情により難しい面もあると思いますが、最近では、食品ロスに対する世界的・全国的な問題意識の高まりと企業の社会貢献等の側面から、関心を持つ事業者も少なくありません。

○こんな提供の方法もあります

- ・「食品ロス」以外にも、災害等の備蓄食糧の入れ替えにより不用となる食品の提供もあります。
- ・また、お客様や従業員の皆様にご家庭で不用となった食品（慶弔の引出物、お歳暮・お中元など）の提供を呼び掛けていただき、集まったものを提供していただく方法（「フードドライブ」といいます）もあります。

○お問い合わせ、ご支援・ご協力をいただける場合には

- ・下記のコーディネーターまでお電話ください。

電話 027-226-2622 群馬県子どもの居場所づくりコーディネーター 宮下 (群馬県生活こども部 私学・子育て支援課内)
--

- ・子ども食堂等の居場所やフードバンクとのマッチングを調整させていただきます。提供に至るまでのマッチングの流れについては、裏面をご覧ください。
- ・消費・賞味期限を過ぎたもの、汚損・破損など食品衛生上の問題があるものは、お申し出をお受けできません。また、合意書や同意書などの書類をお願いすることがあります。
- ・県内地域の子ども食堂や学習支援の場は、県HP「子どもの居場所実施団体一覧」(https://www.pref.gunma.jp/03/bv01_00097.html)に掲載しています。

■食品ロス

・生産・製造、流通、消費の過程において、なんらかの事情（規格外、返品、売れ残り、食べ残しなど）により、可食食品が廃棄等されることで、農林水産省の推計では、日本の食品ロスは、事業系・家庭系合わせて年間643万トン（平成28年度推計）に及びます。

■フードバンク

- ・企業等からの寄贈食品（食品ロス等を含む）を集め、福祉施設や生活困窮者の支援団体等に配布する活動です。
- ・県内でも、複数団体が活動を行っており、「居場所」に対する食品提供もその活動の一つとなっています。

企業（食品製造、卸小売、その他）

農家・一般家庭



どこかに提供できるところがないかな？

参加

C

フードバンク

A

④食料・物資等の提供

情報交換会
マッチングイベント

参加

B

子ども食堂



学習支援



遊び場等



子どもの居場所

①提供申出

③調整

②情報提供



私学・子育て支援課
マッチングコーディネーター

【マッチングの流れ】

- ①提供いただける物資の内容を連絡いただきます。
- ②提供物資の内容を子どもの居場所に情報提供します。
- ③主に次の方法を調整します。
 - A 近隣の子どもの居場所をご案内します。
 - B 継続的な関係構築ができるよう、情報交換会等の場を設定します。
 - C 提供内容や提供数量によっては、フードバンクとマッチングします。
- ④お互いの条件を確認して、物資等の提供になります。